

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 県民環境部 有明海再生・自然環境課

法令名	自然公園法	法令の番号	昭和32年法律第161号
許認可等の種類	国定公園の利用調整地区への立入りの認定	根拠条項	第24条第2項
審査基準	<p>1 認定申請の認定の適否に当たっては、自然公園法施行規則（昭和32年10月11日厚生省令第41号。以下規則という。）第13条の6に規定する認定基準によるものとする。</p> <p>2 許可申請の許可の適否に当たっては、第3章第40に規定する細部解釈等によるものとする。</p> <p>3 細部解釈等は、行政手続法第5条第1項に規定する審査基準として取り扱うこととし、これらについては、同条第3項の規定により、関係市町村及び佐賀県県民環境部有明海再生・自然環境課において備え付けることその他の適当な方法により公にするものとする。</p> <p>4 許可基準、基準の特例及び細部解釈等は、佐賀県行政手続条例第5条第1項に規定する審査基準として取り扱うこととし、これらについては、同条第3項の規定により、関係市町村及び佐賀県県民環境部有明海再生・自然環境課において備え付けその他の適当な方法により公にするものとする。</p> <p>第40</p> <p>1 許可申請の許可の適否の審査に当たっては、規則第11条に規定する許可基準、同条第36項の規定に基づき知事が定める許可基準の特例によるものとする。</p> <p>2 規則第11条に規定する基準の解釈及び運用に当たっては、「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」（平成12年8月7日付け環自国第448-3号自然保護局長通知。以下「細部解釈等」という。）によるものとする。</p>		
受付機関	有明海再生・自然環境課	処理機関	有明海再生・自然環境課
交付機関	有明海再生・自然環境課	標準処理期間	30日
		標準経過期間	日
		目次	NO5
		NO	